

労働団体法 I

科目ナンバリング SOL-303
選択 2単位

藤木 貴史

1. 授業の概要(ねらい)

私たちの社会では、多くの人が雇用されて労働し、賃金を得ることで生活しています。しかし、労働者は使用者よりも力が弱いので、適切な法規制がなされないと、さまざまな困難に直面することになります。労働法は、こうした困難を防ぎ、人間が人間らしく生きられるようにさまざまな規制を行う法分野です。

労働団体法Iでは、集团的労働法のうち、総論と団結権に関する基礎的部分を扱います。労働団体法Iと労働団体法IIは連続性が強いので、両方連続して履修することを強く勧めます。また、労働法I・IIの知識があることが望ましいです。

※教科書購入必須。試験時には教科書のみ持ち込みを認めます。講義中詳細に触れられない点については、教科書・参考書等で学習するよう指示することがあります。

※進度は学生の理解に応じて調整されることがあります。

※例年の人数であれば、対面授業となることが予想されます。

2. 授業の到達目標

①集团的労働法の基礎的な知識を習得する

②労働法を知らない人に対して、労働法の仕組みを説明し、職場の問題解決の指針を示すことができる。

3. 成績評価の方法および基準

・期末試験または期末レポート：7割(説明問題/事案問題により、労働法の仕組みを説明できるかを測る)

・小テスト：3割(穴埋め問題/選択式問題により、基礎的知識の定着度を測る)

※小テストはLMSを通じて毎回出題する予定です。出席するのみでは平常点となりません。

4. 教科書・参考文献

教科書

名古道功ほか編著 『労働法I 集团的労働関係法・雇用保障法』 法律文化社(2012年)

村中孝史・荒木尚志編著 『労働判例百選(第9版)』 有斐閣(2016年)

参考文献

日本労働政策研究・研修機構 『労働関係法規集(20201版)』 日本労働政策研究・研修機構

西谷敏 『労働組合法(第3版)』 有斐閣(2012年)

5. 準備学修の内容

講義前：2時間程度を目安に、テキストの当該箇所を読む。不明点をノートに書きだし、講義において問題点を理解できるようにしましょう。

講義後：2程度を目安に、小テストへの取り組み、テキスト・レジュメの復習。友達・家族に、その日聞いた労働法のおおまかな仕組みを説明できる程度まで復習しましょう。

6. その他履修上の注意事項

①休まないで出席することは理解の前提となるので、その旨心がけてください。

②講義中は、適切にノートをとるなど、講義に集中することが求められます。

③ゲームや私事を見つけた場合には止めるよう注意をします。また、食事は禁止します。(飲み物を飲むのは構いません)。

④六法/法令集は授業に持ってくる。また、自分で必要な条文を探せるようにしておくこと。

7. 授業内容

【第1回】 イントロダクション

【第2回】 集团的労働法と労働者

【第3回】 公務員と労働法

【第4回】 労働基本権の制約(1)

【第5回】 労働基本権の制約(2)

【第6回】 日本における労働組合の歴史

【第7回】 これまでのまとめ

【第8回】 不当労働行為(1)―労働委員会

【第9回】 不当労働行為(2)―不当労働行為法上の使用者

【第10回】 不当労働行為(3)―不利益取扱い

【第11回】 不当労働行為(4)―支配介入

【第12回】 労働組合と団結権

【第13回】 労働組合と組織強制

【第14回】 労働組合と権利義務

【第15回】 全体のまとめと授業内試験